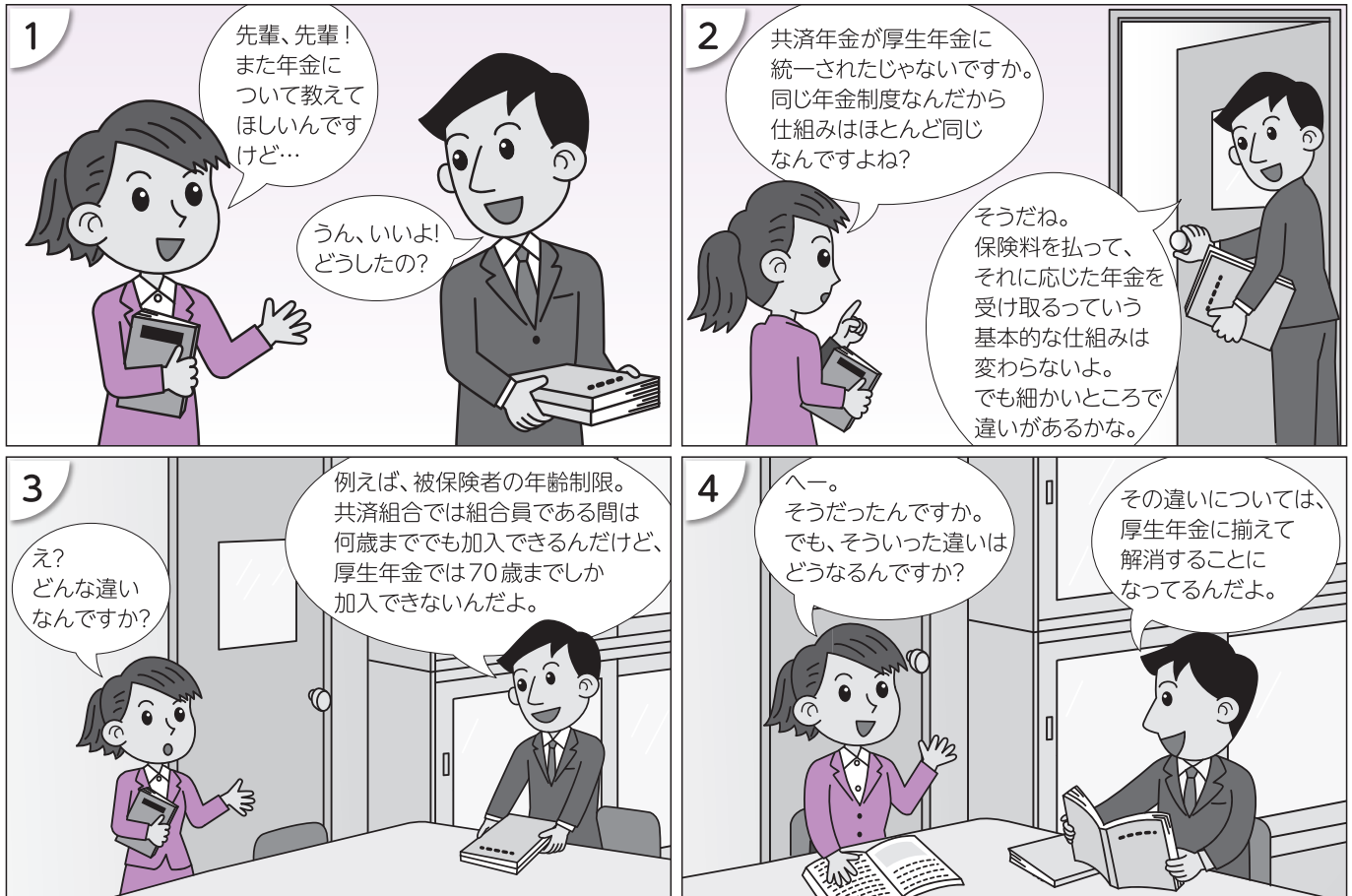


まんがで
わかる!
年金一元化

制度的な差異は 厚生年金に 統一されます



厚生年金と共済年金の制度的な差異の解消

被用者年金の一元化により、平成27年10月から共済年金は厚生年金に統一されました。

共済年金には、遺族年金の転給制度など厚生年金にはない独自の制度がありましたが、厚生年金と共済年金の制度間の差異については、基本的には厚生年金に揃えることで、その差異を解消します。

1 被保険者の年齢制限 ▶ 70歳までとなります

共済年金
年齢制限なし（私学共済除く）

厚生年金
70歳まで

2 未支給年金の給付範囲 ▶ 生計を同じくする3親等内の親族となります

共済年金
遺族（死亡した者によって生計を維持していた配偶者、子、父母、孫、祖父母）または遺族がいなくときは相続人

厚生年金
死亡した者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹または甥姪など

未支給年金…受給権者が死亡した場合、その者が支給を受けることができた給付でその支払いを受けなかったものがあるときに、遺族等に支払うものです。

3 老齢給付の在職支給停止 ▶ 支給停止の基準が年齢によって区分されるようになります

共済年金

退職共済年金の受給権者が共済組合員となったとき

(賃金+年金) > 28万円 → 停止

(賃金+年金) が28万円を超えた場合に年金の一部または全部を支給停止。

3階部分は支給停止。

退職共済年金の受給権者が厚生年金被保険者等となったとき

(賃金+年金) > 46万円 → 停止

(賃金+年金) が46万円を超えた場合に年金の一部または全部を支給停止。

厚生年金

65歳まで

(賃金+年金) > 28万円 → 停止

(賃金+年金) が28万円を超えた場合に年金の一部または全部を支給停止。

65歳以降

(賃金+年金) > 46万円 → 停止

(賃金+年金) が46万円を超えた場合に年金の一部または全部を支給停止。

4 障害給付の支給要件 ▶ 保険料納付要件が適用されます

共済年金

保険料納付要件なし

厚生年金

保険料納付要件あり

初診日の前々月までの保険料納付済期間及び保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上必要。

5 遺族年金の転給 ▶ 廃止されました

共済年金

先順位者が失権した場合、次順位者に支給される

(例：遺族年金受給中の子どものない妻が死亡したとき、一定の場合、その遺族年金が父母等に支給される)

厚生年金

先順位者が失権しても、次順位以下の者に支給されない

(例：遺族年金受給中の子どものない妻が死亡すると、その遺族年金は支給されなくなる)

遺族年金の受給順位…下記の順位で、組合員または組合員であった者の死亡当時、その者によって生計を維持していた者に限られます。

1.配偶者(妻または夫)及び子 → 2.父母 → 3.孫 → 4.祖父母

ココが知りたい!

Q & A

Q 支給開始年齢の引き上げスケジュールは
どうなるの?

A 経過的措施としてそのまま残ります

平成6年及び平成12年の法改正により、60歳代前半に支給される特別支給の老齢厚生年金や特別支給の退職共済年金については、現在、支給開始年齢を引き上げているところです。

支給開始年齢の引き上げスケジュールは、共済年金では男女同じですが、厚生年金では男子が共済年金と同じであるのに対し、女子は5年遅れとなっています。この差は、平成42年以降は解消される経過的措施なので、被用者年金一元化後もそのまま残ります。